

○飯山市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱

昭和60年4月1日告示第32号

改正

昭和60年7月18日告示第75号

昭和61年6月3日告示第50号

昭和62年6月30日告示第57号

昭和63年5月30日告示第37号

平成元年6月9日告示第20号

平成2年6月15日告示第38号

平成3年6月7日告示第23号

平成4年6月22日告示第30号

平成5年6月25日告示第36号

平成6年10月27日告示第38号

平成7年6月20日告示第23号

平成8年6月24日告示第28号

平成9年9月10日告示第39号

平成10年11月30日告示第63号

平成11年9月10日告示第54号

平成12年9月1日告示第54号

平成13年9月25日告示第43号

平成14年9月30日告示第53号

平成15年8月28日告示第55号

平成16年8月23日告示第44号

平成17年8月19日告示第67号

平成18年8月31日告示第52号

平成19年8月22日告示第79号

平成20年6月30日告示第64号

平成22年6月30日告示第53号

平成24年6月28日告示第78号

平成25年6月24日告示第71号

平成26年6月27日告示第60号

平成27年7月9日告示第78号

飯山市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱

第1条 この要綱は、私立幼稚園の設置者が保育料等の減免をする場合に、市が行う私立幼稚園就園奨励費補助金の交付について、飯山市補助金等交付規則（昭和36年飯山市規則第5号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2条 私立幼稚園の設置者が、当該幼稚園に在園する3歳児、4歳児又は5歳児の保護者に対し、入園料及び保育料を減免する場合に、市は、入園料及び保育料の合計額の範囲内において別表のとおり補助を行うものとする。

第3条 補助を受けようとする私立幼稚園の設置者は、私立幼稚園就園奨励費補助金交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、飯山市教育委員会に提出するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 保育料等減免措置に関する調書
- (3) 徴収している入園料及び保育料の額を明らかにする書類

2 前項第2号に掲げる書類には、**市民税の課税（非課税）証明書又は市民税の納税通知書の写しを添付するものとする。**ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯にあつては、福祉事務所長の証明書によつて代えることができる。

第4条 飯山市教育委員会は、私立幼稚園就園奨励費補助金交付申請書の提出を受けたときは、補助金の交付をするか否かを決定し、私立幼稚園の設置者に通知するものとする。

第5条 補助金交付の決定を受けた私立幼稚園の設置者は、減免措置の方法を毎年12月25日までに飯山市教育委員会に報告するものとする。

第6条 補助金の交付を受けた私立幼稚園の設置者は、減免措置を完了した後15日以内又は3月20日のいずれか早い日までに実績報告書を飯山市教育委員会に提出するものとする。

第7条 補助金の交付を受けた私立幼稚園の設置者は、入園料及び保育料の減免をしたことを明らかにする書類を備えておかなければならない。

第8条 飯山市教育委員会は、補助金の交付の事務処理上必要と認めるときは、前条の書類の提出を求めることができるものとする。

前 文（抄）（昭和60年7月18日告示第75号）

昭和60年度の補助金から適用する。

前 文（抄）（昭和61年6月3日告示第50号）

昭和61年度の補助金から適用する。

前 文（抄）（昭和62年6月30日告示第57号）

昭和62年度の補助金から適用する。

前 文（抄）（昭和63年5月30日告示第37号）

昭和63年度の補助金から適用する。

前 文（抄）（平成元年6月9日告示第20号）

平成元年度の補助金から適用する。

前 文（抄）（平成2年6月15日告示第38号）

平成2年度の補助金から適用する。

前 文（抄）（平成3年6月7日告示第23号）

平成3年度の補助金から適用する。

前 文（抄）（平成4年6月22日告示第30号）

平成4年度の補助金から適用する。

前 文（抄）（平成5年6月25日告示第36号）

平成5年度の補助金から適用する。

前 文（抄）（平成6年10月27日告示第38号）

平成6年度の補助金から適用する。

前 文（抄）（平成7年6月20日告示第23号）

平成7年度の補助金から適用する。

前 文（抄）（平成8年6月24日告示第28号）

平成8年度の補助金から適用する。

前 文（抄）（平成9年9月10日告示第39号）

平成9年度の補助金から適用する。

前 文（抄）（平成10年11月30日告示第63号）

平成10年度の補助金から適用する。

前 文（抄）（平成11年9月10日告示第54号）

平成11年度の補助金から適用する。

前 文（抄）（平成12年9月1日告示第54号）

平成12年度の補助金から適用する。

前 文（抄）（平成13年9月25日告示第43号）

平成13年度の補助金から適用する。

前 文（抄）（平成14年9月30日告示第53号）

平成14年度の補助金から適用する。

前 文（抄）（平成15年8月28日告示第55号）

平成15年度の補助金から適用する。

前 文（抄）（平成16年8月23日告示第44号）

平成16年度の補助金から適用する。

前 文（抄）（平成17年8月19日告示第67号）

平成17年度の補助金から適用する。

前 文（抄）（平成18年8月31日告示第52号）

平成18年度の補助金から適用する。

前 文（抄）（平成19年8月22日告示第79号）

平成19年度の補助金から適用する。

前 文（抄）（平成20年6月30日告示第64号）

平成20年度の補助金から適用する。

前 文（抄）（平成22年6月30日告示第53号）

平成22年度の補助金から適用する。

前 文（抄）（平成24年6月28日告示第78号）

平成24年度の補助金から適用する。

前 文（抄）（平成25年6月24日告示第71号）

平成25年度の補助金から適用する。

前 文（抄）（平成26年6月27日告示第60号）

平成26年度の補助金から適用する。

前 文（抄）（平成27年7月9日告示第78号）

平成27年度の補助金から適用する。

(別表) (第2条関係)

- 1 同一世帯から複数園児が同時に就園している場合

区分	補助対象経費	補助限度額		
		1 人就園の場合及び同一世帯から 2 人以上就園している場合の最年長者 (第 1 子)	同一世帯から 2 人以上就園している場合の次年度の長者 (第 2 子)	同一世帯から 3 人以上就園している場合の左以外の園児 (第 3 子以降)
①	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	年額 294,000円	294,000円	294,000円
②	当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯	年額 190,100円	242,000円	294,000円
③	当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯			
④	当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が 77,100 円以下の世帯	入園料、保育料の合計額 年額 109,900円	201,900円	294,000円
⑤	当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が 211,200 円以下の世帯	年額 59,300円	176,600円	294,000円
⑥	上記区分以外の世帯	—	年額 147,000円	294,000円

2 同一世帯から小学校 1 年生から 3 年生までの兄・姉を有する園児が就園している場合

区分	補助対象経費	補助限度額
----	--------	-------

- 3 保護者が実際に支払った入園料・保育料の合計額が限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とする。
- 4 所得割課税額については、住宅借入金等特別控除前の所得割課税額を用いて、所得階層区分を決定する。